原子力災害
広域避難所マップ

避難先：小山市版

避難対象地区

平町・大田町・南友部・鴻巣
鯉淵・五平・美原 1～4 丁目

災害対応には、地域の力が必要です

隣近所への声掛けや高齢者、
障がいのある方への手助けなど、
地域内で助け合いをしましょう。

UPZ 対象地区

一時集合場所	地区（字）名	避難先	一時集合場所	地区（字）名	避難先
宍戸小	平町	小山市	旧佐城小	飯田	真岡市
	大田町			石寺	
友部小	南友部			大渕	
	鴻巣		友部２中	旭町	
	鯉渕			随分附	
	五平			柏井	
	美原１丁目		友部中	友部駅前	上三川町
	美原２丁目			八雲１丁目	
	美原３丁目			中央１丁目	
	美原４丁目			中央２丁目	
旧東中	大橋	下野市		東平１丁目	
	池野辺			東平２丁目	
	福田			東平３丁目	
北川根小	瀬崎			東平４丁目	
	住吉		大原小	下市原	壬生町
	仁古田			中市原	
	長兎路			上市原	
	安居			小原	

笠間市

原子力災害から身を守る基本的な行動

避難方法は、上記⑤の避難退域時検査（スクリーニングポイント）を経て、中継所兼基幹避難所へ避難します。その後、各避難先市・町担当者より各自の避難先が示され指示に基づき避難所へ移動します。

※中継所兼基幹避難所
避難者が、各市町へ避難する際に目印となる避難所。
受入れ人数が多く、避難経路となる国道等から道案内が分かりやすい目印となる避難所。

防災関係機関の連絡先

防災関係機関	連　絡　先
笠間市役所	0296-77-1101（代表）
笠間市消防本部	0296-73-0119（代表）
笠間警察署	0296-73-0110（代表）
茨城県生活環境部 原子力安全対策課	029-301-1111（代表）
茨城県環境放射線監視センター	029-200-0011
小山市役所	0285-23-1111（代表）
真岡市役所	0285-82-1111（代表）
下野市役所	0285-32-8888（代表）
上三川町役場	0285-56-9111（代表）
壬生町役場	0282-81-1806（代表）

※災害時は、防災関係機関のホームページをご覧ください。

災害時の連絡先などを書き込みましょう

家族などの連絡先（職場・学校・携帯電話など）

氏名	住所	緊急連絡先	生年月日	血液型

避難時の持出品

○避難の妨げにならないようにリュックなどに入れて、コンパクトにまとめましょう。
※目安として、男性で 15 キログラム、女性で 10 キログラム程度。

○災害に備え、持出品は日頃から準備しておきましょう。

○ここであげている持出品は、主なものであり各家庭の事情に応じて用意しましょう。

非常用

【発行】笠間市 総務部 総務課　TEL:0296-77-1101　平成29年3月

②屋内退避・避難準備

屋内退避とは、放射性物質の吸入の予防や放射線を遮へいし、被ばくの低減を図る防護措置です。屋内退避の指示がでたら、すみやかに自宅等の建物内に入り、ドアや窓を閉めて、テレビ、ラジオや市等からの情報に注意し、落ち着いて行動しましょう。

（ポイント）
（1）外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをしましょう。
（2）外気を遮断するには、換気扇を止め、窓やドアを閉めましょう。
（3）食品は、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管しましょう。
（4）ペットは、屋内に入れましょう。
（5）中継所兼基幹避難所は、裏面の避難施設一覧で確認しましょう。

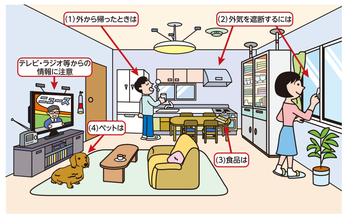

③避難実施

避難対象地区住民は、まずは屋内退避することを基本とします。災害の進展状況により避難指示がでたら、まず指示の内容をよく確認して、あわてず落ち着いて行動してください。また、どこの地区の人が対象か、一時集合所はどこか等について正しく情報を把握します。
避難指示は、国の指示に基づき、市からあらゆる手段を使ってお知らせします。

（ポイント）
（1）学校等からの児童・生徒の避難は、保護者に引き渡すことになりますが、引き渡しができない児童・生徒は、一時集合所からバス等により避難をしましょう。
（2）避難行動要支援者の避難は、迅速で円滑な避難を行うために、自治会や近所の人が協力して行いましょう。
（3）日ごろから災害が発生した時どこに避難し、どう連絡を取り合うのか等、家族で普段から話し合っておきましょう。

③-1自家用車による避難

自家用車で避難する場合は、できるだけ乗り合わせのうえ、定められた避難ルートを通り、中継所兼基幹避難所及び、避難所に避難します。

◆上記フロー図は、主な避難行動の例を示すものです。

③-2バス等による避難

自家用車での避難が出来ない方は、一時集合所からバス等により中継所兼基幹避難所及び、避難所に避難します。

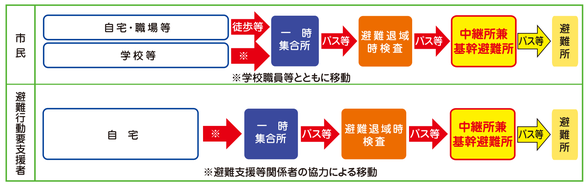

◆上記フロー図は、主な避難行動の例を示すものです。

④一時集合所

一時集合所は、自家用車での避難が困難な市民を、国や県が手配するバス等で、避難するために開設するものです。

（ポイント）
（1） 一時集合所へは、徒歩や自転車等で移動しましょう。
（2） 一時集合所では、関係者の指示に従って行動しましょう。

⑤避難退域時検査

避難退域時検査は、避難者を対象に、放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものです。避難退域時の検査場所は、避難指示を受けた市民等が中継所兼基幹避難所まで移動する経路で、原子力災害重点区域の外側に設置されます。この検査場所では、県が定める手順に従い、汚染検査と除染が行われます。

（ポイント）
（1） 避難者は、避難が円滑に行われるように、汚染検査や除染に協力しましょう。
（2） 避難者は、検査場所で交付される通過証を紛失しないようにしましょう。

・安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤については、国の指示に基づき、または独自の判断により、状況に応じて配布、服用する事になります。

⑥避難所

最初の避難先は、小山市・真岡市・下野市・上三川町・壬生町の各【中継所兼基幹避難所】になります。その後、状況によりどの避難所を開設するか決定し、避難先市・町担当者より、移動先の避難所の指示がでます。
指示がでたら速やかに移動するようにしてください。

（ポイント）
（1） 避難者は、避難所の運営に協力しましょう。
（2） 指定した避難所に避難しない方は、市に避難先等を連絡しましょう。

原子力災害から身を守るには

原子力災害で重要なことは、放射性物質や放射線から身を守ることです。しかし、放射線は人間が感じる事が出来ないので、放射性物質に関する基本的な知識と、正しい対処法を身につけることが大切です。原子力災害発生時は、このガイドマップに記載する防護措置をとっていただき、市等の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
防護措置とは、放射線や放射性物質が大量に放出された際に、周辺住民などの被ばくをできるだけ低減するための行動です。住民が受けると予想される線量が一定の指標を超えるような場合に、数時間以内に「屋内退避」や、一週間以内に「一時移転」といった指示がでます。

原子力災害対策重点区域の範囲

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500μSv/h （地上1mで計測した場合の区間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
OIL2	20μSv/h （地上1mで計測した場合の区間放射線量率）	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度以内に一時移転を実施
OIL4	β線：40,000cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速除染

①情報収集

【確認すべき内容】1. いつどこでどんな 3W
2. 事故の状況と今後
3. 国・県・市の対策等

原子力施設で事故等が発生した場合、国、県などから必要な情報がすみやかに発表されますので、情報に従い冷静に行動してください。

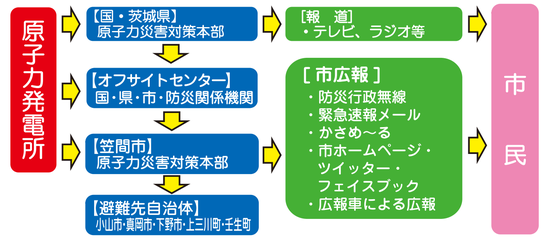

（ポイント）
（1）すぐにラジオやテレビ等から正確な情報を入手しましょう。
（2）防災行政無線、緊急速報メール、広報車等あらゆる手段を通じて広報されます。
（3）自分勝手な行動はとらずに次の情報がでるまで屋内で待機しましょう。
（4）うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
（5）防災活動の妨げになるので電話による問合せはやめましょう。

用語の解説

●**UPZ**（Urgent Protective action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）とは、原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 30km の区域。

●**確率的影響**とは、一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、「放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる」現象をいいます。

●**OIL**（Operation Intervention Level：運用上の介入レベル）とは、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

●**オフサイトセンター**とは緊急事態応急対策拠点施設の通称。原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。

●**避難退域時検査（スクリーニング）**とは、原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。

●**安定ヨウ素剤**とは、原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性があります。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになります。

●**放射能、放射線の単位**
ベクレル（Bq） 放射線を出す能力。原子核がどれだけ崩壊するかを表す単位。
グレイ（Gy） 放射線が物や人に当たったときに、どれくらいのエネルギーを吸収したかを表す単位。
シーベルト（Sv） 人体への影響を評価するための単位。
1 Sv＝1,000 mSv（＝mBq）

●放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

●**放射能**とは、ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたＸ線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

●**モニタリング**とは、原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境モニタリングと、災害時に行う緊急モニタリングがある。

●**モニタリングポスト**とは、原子力施設周辺の放射線を監視するため、周辺監視区域境界付近に設置された環境放射線を連続して測定する設備。

●**要配慮者**とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

●**避難行動要支援者**とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

※笠間市では平常時から放射線量を測定するため、モニタリングポストが3箇所設置（国、県で設置）されており、常時監視しています。
また、緊急時には、放射線量を測定するためのモニタリングポストが3箇所設置されています。